

## 地方独立行政法人公立甲賀病院固定資産貸付規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人公立甲賀病院固定資産管理規程(以下「固定資産管理規程」という。)に基づき、地方独立行政法人公立甲賀病院(以下「法人」という。)の固定資産の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

### (貸付けできる固定資産の範囲)

第2条 貸付けできる固定資産は、地方独立行政法人公立甲賀病院会計規程に定める有形固定資産のうち、土地、建物及び構築物(以下「固定資産」という。)とする。

### (貸付基準)

第3条 固定資産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けることができる。

- (1) 法人の職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が行う調査研究、公の施設の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。
- (5) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するとき。
- (6) 法人の目的を達成するために必要な場合若しくは法人の効率的な事業運営に資すると認められるとき。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき。

### (貸付期間)

第4条 固定資産を貸付ける期間は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、これらの貸付期間とすることが実情に即さないと理事長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合において、更新した貸付期間は、同項に規定する貸付期間を超えることができない。

### (貸付料)

第5条 貸付料は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 貸付料に1円未満の端数がある時は、年額、月額及び日額の区分ごとに四捨五入するものとする。

### (貸付けの申請手続)

第6条 固定資産の貸付けを適当と認めるときは、許可し、必要に応じ契約を締結するものとする。固定資産を貸付ける際には、貸付けを受けようとするものから固定資産借受申請書を提出させ、貸付けることを適当と認めるときは、固定資産貸付許可書を交付するものとする。尚、固定資産借受申請書及び固定資産貸付許可書は様式第1号及び第2号の通りとする。

2 前項の規定により契約を締結するとき、契約書又はこれに相当するものに次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、契約の内容により必要のない事項は省略することができる。

- (1) 貸付けを受ける者の住所及び氏名
- (2) 貸付ける固定資産の所在、種類及び数量
- (3) 貸付けの目的及び用途
- (4) 貸付期間及び貸付期間更新の方法
- (5) 貸付料の額、支払方法及び納入期限並びに貸付期間中の貸付料の改定方法、途中解約時の貸付料の取扱い等
- (6) 転貸等の禁止
- (7) 貸付けを受ける者の届出事項
- (8) 契約の解除
- (9) 有益費及び必要費の請求権の放棄
- (10) 原状回復及び損害賠償の義務
- (11) その他必要な事項

(光熱水料等)

第7条 固定資産を貸付ける場合には、次の各号に掲げる費用をその貸付料とは別に請求するものとし、請求金額に1円未満の端数があるときは、四捨五入するものとする。ただし、理事長が請求することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 電気料、通信料(電話料等)及び上水道料
- (2) その他の経費

(貸付料の減免の基準)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸付料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において公用、公共用その他公益上の目的のために使用させるとき。
- (2) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。
- (3) 法人の委託を受けた者がその事業の執行のために使用するとき。
- (4) 法人の職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設として使用させるとき。
- (5) 病院業務と密接な関連があつて公益上の必要に基づき使用させるとき。
- (6) 理事長が特に必要と認めたとき。

(貸付料の減免手続)

第9条 貸付料の減額又は免除を受けようとする者があるときは、その者から固定資産貸付料減額・免除申請書を提出させなければならない。固定資産貸付料減額・免除申請書は、様式第3号に掲げるとおりとする。

(貸付料の徴収方法)

第10条 貸付料は、貸付けを受けた者から、貸付契約書の定めるところに従い徴収する。ただし、特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(貸付料の還付)

第11条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、固定資産の貸し付けに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

固定資産貸付期間

固定資産種別		期 間
有形固定資産	土地	10年以内
	建物	10年以内
	構築物	10年以内

別表第2(第5条関係)

区分	貸付料
土地、建物、構築物	当該固定資産の所在する地域の実情及び利用効率等の状況などを勘案して理事長が定める金額とする。

様式第1号(第6条関係)

## 固定資産借受申請書

年 月 日

(あて先) 地方独立行政法人公立甲賀病院理事長

(申請者)

住所

氏名

印

地方独立行政法人の固定資産使用許可を次のとおり申請します。

## 記

## 1 使用しようとする固定資産

所在

明細

## 2 使用の目的及び理由

## 3 使用したい期間

年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)

## 4 その他

様式第2号(第6条関係)

固定資産貸付許可書

(申請者)

住所

氏名

年 月 日に申請のありました固定資産の使用を次のとおり許可します。

年 月 日

地方独立行政法人公立甲賀病院理事長

記

1 固定資産の表示

名称

所在

明細

2 用途

3 期間

年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)

4 貸付料

5 貸付条件

様式第3号(第9条関係)

固定資産貸付料減額・免除申請書

年 月 日

(あて先) 地方独立行政法人公立甲賀病院理事長

(申請者)

住所

氏名

印

固定資産貸付料の減免承認を次のとおり申請します。

記

1 減免しようとする固定資産

所在

明細

2 減免の内容

3 減免の理由

4 その他